



山形県公報

平成26年6月17日(火)
第2554号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) …715
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) …同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) …716
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) …同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(同) …717
- 県道の供用の開始……………(置賜総合支庁建設総務課) …同
- 事業の認定……………(県土利用政策課) …同

### 監査委員関係

#### 告 示

- 包括外部監査事務を補助する者……………719

## 告 示

### 山形県告示第594号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。  
平成26年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称           | 所 在 地          | 認 定 期 間                      |
|---------------|----------------|------------------------------|
| 新 庄 徳 洲 会 病 院 | 新庄市大字鳥越字駒場4623 | 平成26年7月13日から<br>平成29年7月12日まで |

### 山形県告示第595号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営北谷地地区土地改良事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営北谷地地区土地改良事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業))計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
村山市役所及び河北町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成26年6月27日から同年7月28日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申し立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西郷土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 阿 部 和 夫   | 鶴岡市面野山210番地     |
| 同        | 佐 藤 建 三   | 同 長崎乙27番地       |
| 同        | 佐 藤 強     | 同 茨新田戊50番地      |
| 同        | 本 間 義 一   | 同 下川字前田元16番地    |
| 同        | 小 笠 原 道 明 | 同 辻興屋丙81番地      |
| 同        | 中 西 幸 雄   | 同 下川字関根158番地    |
| 同        | 野 村 甚 太 郎 | 同 茨新田字砂山117番地 1 |
| 監 事      | 齋 藤 久 実   | 同 千安京田乙178番地    |
| 同        | 田 中 重 雄   | 同 下川字松葉37番地     |
| 同        | 木 村 信 一   | 同 西沼丁16番地       |

#### 山形県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西郷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成26年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所          |
|----------|-----------|--------------|
| 理 事      | 阿 部 和 夫   | 鶴岡市面野山210番地  |
| 同        | 小 笠 原 道 明 | 同 辻興屋丙81番地   |
| 同        | 佐 藤 保     | 同 西沼甲88番地    |
| 同        | 中 西 幸 雄   | 同 下川字関根158番地 |

|     |         |   |            |
|-----|---------|---|------------|
| 同   | 田 村 一   | 同 | 長崎甲26番地    |
| 同   | 佐 藤 益 雄 | 同 | 茨新田丙450番地  |
| 同   | 本 間 義 一 | 同 | 下川字前田元16番地 |
| 監 事 | 齋 藤 彰   | 同 | 大坪13番地     |
| 同   | 伊 藤 正 幸 | 同 | 茨新田戊44番地   |
| 同   | 大 滝 満   | 同 | 千安京田乙156番地 |

**山形県告示第598号**

今野川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成26年6月9日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 縦覧に供する期間  
平成26年6月18日から同年7月16日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

**山形県告示第599号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年6月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成26年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路 線 名 米沢高畠線
- 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字佐沢字中川原2840番1 から  
同 2895番1 まで
- 供用開始の期日 平成26年6月17日

**山形県告示第600号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 起業者の名称  
天童市
- 事業の種類  
天童市立高揃公民館建設事業
- 起業地  
(1) 収用の部分 天童市大字清池字中道地内

(2) 使用の部分 なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

天童市立高掬公民館建設事業（以下「本件事業」という。）は、地域住民の自主的な地域づくり活動の拠点施設である公民館の建物を移転改築するものであり、土地収用法第3条第22号に規定する「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館（同法第42条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館（同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。）」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である天童市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

###### イ 得られる公共の利益

天童市では、平成22年3月に第六次天童市総合計画を策定し、五つのまちづくりの目標を掲げている。この目標の一つである「生き生きした人をはぐくむまちづくり」を推進する施策の大綱に「社会教育と生涯学習環境の充実」を掲げており、公民館を核とする社会教育活動や、地域づくり委員会活動を支援することとしている。

しかし、天童市立高掬公民館（以下、「高掬公民館」という。）において各種行事等が行われた場合、慢性的に駐車場が不足しており、また、駐車場の出入り口が狭小であることから、公民館事業等に使用する大型車両の進入に支障をきたしている。このため、地域住民から、平成25年7月に「天童市立高掬公民館敷地面積の拡大を求める要望書」が天童市長に提出され、社会教育や地域の防災拠点等となる公民館の早急な整備が望まれている。さらに、現在施行されている芳賀土地地区画整理事業により、当該地域の人口が最大で約5,200人増加する可能性があり、高掬公民館の利用者の増加が見込まれる。

そこで、高掬公民館の移転改築に伴い車社会に対応した必要最小限の駐車場を確保し、大型車両の進入に支障のない間口を確保することは、地域住民による公民館使用の利便性の向上や、大規模な行事での円滑な住民参加を促し、住民の連帯意識の高揚及び地域の発展に寄与することが認められる。

また、天童市では、平成24年9月に天童市市有施設耐震化実施計画を策定し、市立公民館の耐震化を計画的に推進することとしている。さらに、平成25年1月に策定した天童市社会教育施設等整備計画において、高掬公民館は、改築の優先順位が最も高い施設とされ、天童市地域防災計画においては、災害発生により生活できなくなった市民に対して開設する収容避難所に指定されている。

現在、高掬公民館は、昭和46年に建設されて以来42年が経過し、建物全体の老朽化が著しく、耐震診断において、改築又は大規模改修の緊急性が高い建物であると診断されたことから、防災拠点としての機能を果たすことができないおそれがある。

そこで、移転改築を行ない、十分な耐震性を備えることは、住民から信頼される防災拠点、及び災害発生時の収容避難所として住民に対する安全と安心の確保に寄与することが認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

###### ロ 失われる利益

本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、工事機械作動時の防音に十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ハ 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、

- (イ) 公民館を整備するために必要な面積及び車社会に対応した必要最小限の駐車スペースを確保できること
- (ロ) 現在の公民館の敷地に隣接又は近接していること
- (ハ) 施設の整備に当たり、工事費用等の経済性に優れていること
- (ニ) 上水道の給水及び下水道の排水等が容易であり問題がないこと
- (ホ) 周辺住民への騒音等の環境面に問題がないこと
- (ヘ) 整備にあたり、造成工事費等、経済性に優れていること

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、本件起業地は、現在の敷地に隣接して建設するため利用者の利便性を確保していること及び補償や造成に係る経費も他の候補地と比較して低額であること等から、最適と認められる。

- ニ 以上のことから、イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較検討した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)イで述べたように、高揃公民館は、建物全体の老朽化が著しく、耐震診断において、改築又は大規模改修の緊急性が高い建物であると診断され、整備計画において、改築の優先順位が最も高い施設となっている。このことから、できるだけ早期に住民の安全安心に寄与する施設を確保することが必要と認められる。

また、地域住民から、早急な施設の整備が望まれており、「天童市立高揃公民館敷地面積の拡大を求める要望書」が天童市長へ提出されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲には、一時的な利用に供されるものは存在せず使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることは合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所

天童市教育委員会生涯学習課

## 監査委員関係

### 告 示

#### 山形県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月17日

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 坂 | 本 | 貴 | 美 | 雄 |
| 山形県監査委員 | 児 | 玉 |   |   | 太 |
| 山形県監査委員 | 会 | 田 | 稔 |   | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   |   | 香 |

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

柴田 真人 山形市久保田二丁目1番58-104号 デュランダLM

天野 孝俊 山形市松波四丁目5番1-703号 ネオハイツ県庁南

松田 卓也 東村山郡山辺町大字山辺1228番地4

加藤 溪 千葉県我孫子市我孫子四丁目16番29-302号 ヴィラ・カサブランカ

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成26年7月1日から平成27年3月31日まで

平成26年 6月17日印刷  
平成26年 6月17日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056